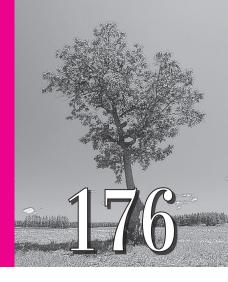
ともにつくろう みんなの夢大地

さらべつ議会

令和3年5月10日 発行/更別村議会 編集/議会運営委員会





令和3年第1回定例会

令和3年第1回定例会が3月10日に開かれました。開会日には西山村長が村政執行方針、荻原教育長が教育行政執行方針の説明を行いました。

期で行われました。

第1回定例会は、

3月10日から18日までの9日間の会

開会日の10日は、

村政執行方針並びに教育行政執行方

第1回定例会

れました。

11日は、

4人の議員が5項目について一般質問を行い

の策定5件、 針の説明の後、

一般会計ほか5特別会計補正予算が審議さ 専決処分の承認、条例の改正12件、

理事者の見解を質しました。

3年度予算

計

可決

問を行い、村長の見解を質しました。

令和3年度一般会計補正予算が審議されました。

追加で提案された、選任同意、

条例の改正、

提案された議案等はそれぞれ可決され、閉会しました。

日には1人の議員が村政執行方針に対し1項目の一般質

17日の両日にわたり、新年度予算が審議され、

63億6千713万円を

◎3月10日審議分

専決処分の承認

議会の承認を求めるものです。 るため、専決処分により緊急 に予算を補正したことから、 ▼一般会計補正予算(第 降雪により除雪費が不足す 号)の専決処分の承認

例 の 改 正

る法律の施行に伴い、 改めるものです。 ロナウイルス感染症の定義を 特別措置法等の一部を改正す 職員の特殊勤務手当に関 新型インフルエンザ等対策 る条例の一部を改正する条 新型コ

和3年度以降の支給割合を1 職員の期末手当について、令 パートタイム会計年度任用 び費用弁償に関する条例の 会計年度任用職員の給与及 部を改正する条例制定

> るものです。 3月から1. 275月に改め

ものです。 栄2・昭和の住宅料を改める 定住化促進住宅新栄1・新 部を改正する条例制定

ロナウイルス感染症の定義を る法律の施行に伴い、 特別措置法等の一部を改正す ▼国民健康保険条例の一部を 改正する条例制定 新型インフルエンザ等対策 新型コ

▼介護保険条例の一部を改正

ら関係する条文を改めるもの 業の円滑な運営を図ることか 業計画を策定し、 険法及び介護保険法施行令の 者保健福祉計画・介護保険事 を改正する政令による介護保 部改正により、 健康保険法施行令等の一部 介護保険事 第8期高齢

の人員及び運営に関する基準 ▼指定居宅介護支援等の事業 準等を定める条例の一部を 指定居宅介護支援等の事業 改正する条例制定 の人員及び運営に関する基

▼定住化促進住宅管理条例の

改めるものです。

する条例制定

のです。 ▼指定地域密着型サービスの の一部を改正する条例制定 に関する基準を定める条例 事業の人員、設備及び運営 指定地域密着型サービスの

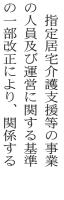
▼指定地域密着型介護予防サ を定める条例の一部を改正 な支援の方法に関する基準 る介護予防のための効果的 着型介護予防サービスに係 及び運営並びに指定地域密 ービスの事業の人員、設備

条文を改めるものです。

▼指定介護予防支援等の事業 の人員及び運営並びに指定

り、関係する条文を改めるも に関する基準の一部改正によ のための効果的な支援の方法 護予防支援等に係る介護予防 の人員及び運営並びに指定介 例制定 る条例の の方法に関する基準を定め 予防のための効果的な支援 指定介護予防支援等の事業 介護予防支援等に係る介護 一部を改正する条

関係する条文を改めるもので 関する基準の一部改正により、 事業の人員、設備及び運営に



する条例制定



により、関係する条文を改め 介護予防サービスに係る介護 び運営並びに指定地域密着型 ービスの事業の人員、 るものです。 予防のための効果的な支援の 万法に関する基準の一部改正 指定地域密着型介護予防サ 設備及

例制定 家庭的保育事業等の設備及 る条例の一部を改正する条 び運営に関する基準を定め

び運営に関する基準の一部改 正により、関係する条文を改 めるものです。 家庭的保育事業等の設備及

放課後児童健全育成事業の する条例制定 を定める条例の一部を改正 設備及び運営に関する基準

文を改めるものです。 設備及び運営に関する基準の 部改正により、関係する条 放課後児童健全育成事業の

運営に関する基準の一部改正 子ども・子育て支援施設等の 定地域型保育事業並びに特定 特定教育・保育施設及び特 特定教育・保育施設及び特 関する基準を定める条例の 定地域型保育事業の運営に 部を改正する条例制定

> により、関係する条文を改め るものです。

計 画 **(**) 策 定

北更別・旭・平和辺地に係 る公共的施設の総合整備計

・勢雄・更別東辺地に係る公 定 共的施設の総合整備計画策

・更別・昭和・更南辺地に係 画策定

計画策定

辺地に係る公共的施設の総 、各辺地

る公共的施設の総合整備計

南更別・香川・更生辺地に 係る公共的施設の総合整備

上更別南・東栄・協和辺地 備計画策定 に係る公共的施設の総合整

に係る計画を策定するもので 措置等に関する法律第3条第 1項の規定に基づき、 合整備のための財政上の特別

正

[診療施設勘定] 円となるものです。

222万5千円の減額補正を 6千円となるものです。 行い、総額3億4千305万 を終えた後の残金)の処理で、 主には、執行残(事務事業

▼後期高齢者医療事業特別会 計補正予算 (第2号)

919万6千円となるもので 3千円の減額補正を行い5千 域連合納付金の減額で、67万 主には、後期高齢者医療広

本会議などの内容を記録

-ジで閲覧できます。

くは議会事務局にお

した会議録は議会事務局

問い合わせください。

議会事務局(TeL52-2117)

▼介護保険事業特別会計補正 予算 (第4号)

67万3千円となるものです。 処理で、3千586万2千円 ▼国民健康保険特別会計補正 の追加補正を行い55億9千7 務事業を終えた後の残金)の 金積立金の増額と執行残(事 予算 (第7号) 主には、公共施設等整備基 一般会計補正予算 (第10号)

_ サービス事業勘定

主には、介護保険事業勘定

行い、総額5億7千29万4千 169万3千円の減額補正を を終えた後の残金)の処理で、 事業勘定」 主には、執行残(事務事業

事業勘定

のです。 6千902万8千円となるも の減額補正を行い、 費の減額で、966万1千円 主には、介護サービス等諸 総額3億

9千円となるものです。

加補正を行い、総額244万 繰出金の増額で、39万円の追

· 簡易水道事業特別会計補正 予算 (第4号)

488万7千円の減額補正を るものです。 行い1億9千710万円とな を終えた後の残金)の処理で、 主には、執行残(事務事業

▼公共下水道事業特別会計補 正予算 (第5号)

千円となるものです。 2千615万6千円の減額補 正を行い2億8千476万6 を終えた後の残金)の処理で、 主には、執行残(事務事業



令和3年度各会計予算

(単位:千円)

		会	Ē	Ħ	別			令和3年度 当初予算	令和2年度 当初予算	対 前 年 増 減 比
_		般			会		計	4,431,900	4,585,471	△ 3.3%
	国保	事	AFIL	業	勘	J	定	557,515	560,776	△ 0.6%
特	会計	診	療	施	設	勘	定	319,260	322,683	Δ 1.1%
別	後	期高	新 齡	者	医损	寮 事	業	60,866	59,355	2.5%
	介護	事	3	業	勘	J	定	375,764	371,834	1.1%
会	保険	サ、	— Ŀ	゙゙゙゙゙゙ス	事訓	業 勘	定	2,065	2,059	0.3%
計	簡	易	力	<	道	事	業	296,999	185,366	60.2%
	公	共	下	水	道	事	業	322,761	277,222	16.4%
		合			計	-		6, 367, 130	6, 364, 766	0.0%

日間にわたり審議を行いまし 23万円はそれぞれ可決され 5特別会計19億3千5 般会計4億3千190

令和3年度当初予算は、 一般会計予算並びに5特別

◎3月16·17日審議: 選 任

初

同 蒠

る条例制定

に同意しました。 東京都 副村長として次の方の選任 副村長の選任同意 野 仁 氏

◎3月18 日審 議分

課設置条例の 例 **の** 改 正



補正を行い44億4千772万 スワクチン接種対策事業の追 主には、 一般会計補正予算(第1号) 1千582万円の追加 新型コロナウイル

円となるものです。

Œ

する条文を改めるものです。 業を推進するため、より適正 られた人員で効率的に事務事 様なニーズに対応すべく、 変更が生じることから、関係 な組織・機構へ見直しを行う 新たな行政課題と住民の多 課の分掌事務に 一部を改正す

インターネット議会中継を行っています

更別村議会では、開かれた議会を目指し、より多くの村民の皆様に議会の様子を見ていただく為に、 インターネット議会中継を行っています。

インターネット議会中継は、リアルタイムでの中継はもちろん、お好きな時間に好きな場所から中 継録画を視聴いただくことが可能です。

https://www.sarabetsu.jp/gikai/tyukei/ **URL**

議会中継



※インターネット回線の状況や視聴環境等により、映像や音声が途切れたり停止するなど、正常に視聴できないこ とがあります。また議会中継は、予告なく終了することがありますので、ご了承ください。 議会中継ページ上の注意事項をお読みになり、同意の上ご利用いただきますようお願いします。

> スマートフォンやタブレットからも視聴可能です。 ぜひ一度チェックしてみてください。



第1回定例会 審議した議案と各議員の賛否

※髙木修一議長は採決には加わりません。

er un	件名		上田	小谷	松橋	太田	安村	織田	審	
種類			幸彦	文子	昌和	綱基	敏博	忠司	審議結果	
承	認	令和2年度一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求める件	0	0	0	0	0	0	0	承認議決
-	,,,	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	0	0	0	0	0	0	_	原案可決
		会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	0	0	0	0	0	0		原案可決
		定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件	0	0	0	0	0	0	_	原案可決
		国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	0	0			0	0		原案可決
		介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	0	0	0	0	0	0	0	 原案可決
		指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改 正する条例制定の件				0	0	0	0	原案可決
		指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制 定の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
		指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例制定の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
		指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件					0	0	0	原案可決
		家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 制定の件					0	0	0	原案可決
		放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件				0	0	0	0	原案可決
	va.	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件				0	0	0	0	原案可決
請		北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
茅	Ę	勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
		更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
		南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
		上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
		令和2年度一般会計補正予算(第10号)の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
		令和2年度国民健康保険特別会計補正予算(第7号)の件				0	0	0	0	原案可決
		令和2年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
		令和2年度介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
		令和2年度簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
		令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
	令和3年度一般会計予算の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決	
	令和3年度国民健康保険特別会計予算の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決	
		令和3年度後期高齢者医療事業特別会計予算の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
		令和3年度介護保険事業特別会計予算の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
		令和3年度簡易水道事業特別会計予算の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
		令和3年度公共下水道事業特別会計予算の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
		副村長の選任につき同意を求める件	0	0	0	×	0	×	×	原案可決
		課設置条例の一部を改正する条例制定の件	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
		令和3年度一般会計補正予算(第1号)の件	\cap	\bigcirc	0	\cap	\bigcirc	\cap	\cap	原案可決

議会報告会を開催しました

2月16日老人保健福祉センター集会室において議会報告会を開催しました。議会報告会は、村民に開かれた議会であるために、村民のみなさんに議会活動について報告するとともに、村政や村議会に関する意見交換を行うことで議会の運営改善と政策立案に活かすことを目的に毎年開催しています。議員から令和2年の議会活動について報告した後、出席者の皆さんと村政や村議会に関して意見交換を行いました。出席者からは、次のような話がありました。

- ①議員定数や報酬について
- ②議案審議等のあり方について
- ③熱中小学校事業について
- ④議会報告会について

出席者の皆さんからお聞かせいただいた貴重なご意見は、今後一般質問等議員活動の参考とさせていただきます。



議会の仕組みをご紹介します

議会の主な権限

村長や議員から提出された議案や村民の皆様から提出された請願・陳情を審議し、議会の意思を 決めることを「議決」と言っています。具体的には、予算を定めたり、条例の制定や改正をするこ と、施設の使用料・手数料などを決めること、財産の取得・処分を決めること、決算を認めること などです。

本会議

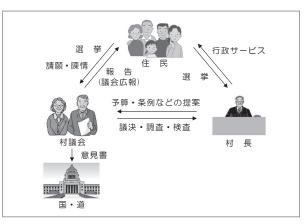
議員が議場に集まって行う会議を本会議と言います。本会議は、議会が意思決定を行なう場で村長の提案に対し、議員は質問を行い、意見を述べ、多数決で可否を決定します。

定例会と臨時会

本会議は、年4回、3月、6月、9月、12月に開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。定例会も臨時会も、村長が招集しますが、臨時会だけは議員が村長に招集を請求することができます。

委員会

議案や請願・陳情などは、最終的には本会議で決定されますが、村政の範囲は広いことから、効率的、専門的に審査・調査するために「委員会」を設置しています。委員会には、「常任委員会」と「特別委員会」があります。また、議会の運営を円滑に行うため、「議会運営委員会」があります。



議長と副議長

議長は、議会の権威と円滑な運営を確保するため、議場の秩序を保持し、議事を整理し、事務局職員の任免や指導監督を行うほか、対外的に議会を代表します。副議長は、議長が病気その他で職務を執行できないとき、議長に代わって職務を行うほか、さまざまな形で議長を補佐しています。



一般質問とは、議員個人が村の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を村長などに求め、村が村民のための適切な村政運営を進めているかを議員がチェックするものです。質問は、議案とは関係なく村政全般について認められます。更別村議会では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用し、議員はその内容に添って質問します。また、質問の方式は、一問一答方式で、1項目ごとに質問と答弁を行います。質問時間は質問と答弁を合わせて1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。できるだけ多くの方に傍聴していただきたいので、一般質問はなるベくナイター議会で行うようにしています。

ページ	質 問 事 項	質問議員					
8	スマート農業の推進と、農業基盤・地域の環境整備について	織	⊞	忠	司		
9	更別中央中学校と学校給食センターの改修事業について	上	\Box	幸	彦		
10	基幹産業である「農業」に対する基本的施策の在り方について 問う	安	村	敏	博		
11	就学前教育・保育の体制整備の必要性について	<u> </u>		要X	日子		
12	更別版「生涯活躍のまち」基本計画に定めた障がい者施策の現状 と今後の展望について	遠	藤	久	雄		
13	村政執行方針について	小	谷	文	子		

スマート農業の推進と、 農業基盤 • 地 域 の環境整備につ 61 ~

村長 起債事業となる工法の検討を行い可能な範囲で総合計画に盛り込めるよう考える



ません。 村地域の環境整備は進んでい す。一方では、農業基盤や農 の大型化が一段と進んでいま 能機械や農業機械、輸送車両 S装着トラクターなどの高性 ート農業の推進もあり、GP 大規模化が進むと共に、スマ 更別村の農業は、

舗装があまり進んでいません。 を切望しており、 っては、 れている道路まで出るのに距 車両の移動にも支障をきたす ホコリ、それに道幅や橋の狭 ①村道については、道路改良、 離のある農家、 こともあります。 未舗装道路においては、

悪路 ,所もあり、農業機械や大型 道路が舗装される事 地域住民にと 又 各行政区か 舗装さ

> 対策をお伺いします。 成28年の被害後も側溝やかん 排水するのに側溝やその先の うに取り組むのかお伺いします。 請書などに対しても、 り進んでいませんが、 がい排水路の整備などはあま 役割は大きいと思います。平 明渠排水、かんがい排水路の や春の融雪水などを圃場から もあります。平年時でも大雨 ②平成28年の台風の大雨では、 大きな役割を果たしている所 の側溝に水が集まり、排水に しかし、その中において道路 大変大きな被害を受けました。 ら提出されている整備事業申 、今後の どのよ

> > てまいります。

に光回線工事も始まるので、 うがよく、これから農村地域 ③農家や圃場近くにある北電 この機会に村が両者の間に立 ながります。 が農作業での作業効率の低下 の両側にある事が多く、これ やNTTの電柱。現在は道路 電柱の数は少ないほ 衝突などの事故につ 事故防止の観点

農村部の生活道路路線につ

備が重要であり、その対策に 農業者に普及定着させる為に ついて、村長にお伺いします。 進が実証実験で終わることなく く考えはありませんか。 って電柱の共有化を進めてい 更別村のスマート農業の推 農業基盤や地域の環境整

8 k m 今時点の第6期総合計画に登 2 1 5. 橋を計画しています。 部改良で1路線3. 道路改良は4路線で4. 9年度までの農村部における 載されている令和3年度から 45. 7%となっています。 の道路現況は、村道が212 いて、令和2年3月31日現在 橋の拡幅を伴う架け替えは3 済率50. 済延長237.2km、 路線472. 道路舗装は3路線で3. 長 一つ目の質問につ 道路の拡幅を伴う局 8 k m 2 % 4 k m で、 舗装済延長 4 k m 舗装率 0 k 改良 改良

> となっています。しかしなが 請がされているところです。 合計画に盛り込めるよう考え 検討を行い、可能な範囲で総 が可能な路線に向けた工法の されるところです。起債事業 し上げていますが厳しい状況 きましては、2行政区から8 整備については、 総合計画の見直しも想定 過疎対策事業の継続によ 8kmの舗装整備 前回も申

ら9年度までの総合計画には 上更別地域においては、 きな被害が生じました。 成28年の台風では、 計画しています。 4路線で4.0kmの整備を に行うことから令和3年度か については、道路改良と同時 明渠排水路については、平 次に二つ目の質問 の 側溝

請を進めてまいります。

場の冠水が長期化したことか 的な河川や排水路がなく、 たところです。さらに、 期間を短縮し早期整備を図っ 村単独の東12号排水路の事業 いる南4線排水路に接続する などが発生し、農作物等に大 で農地への滞水や土砂の流入 道営事業で整備を行って 村内全域 基幹 圃

> であり、早期着工に向けて要 修の計画が策定されたところ 道橋の架け替えを含む局部改 採択、早期着工に向け取り組 き続き、 事業での排水路整備を求めた ついて、期成会を設立し国営 別地域の抜本的な排水対策に 者である北海道において、国 査が開始されております。引 して新規採択を受け、 んがい排水事業新更別地区と んでまいりたいと考えています。 、ツ川については、 また、1級河川であるサラ 令和2年度から国営か 地区調査終了後の本 河川管理 地区調

てて頂けないか働きかけを行 柱など道路の片側に電柱を建 れる電柱事業者に対し、 今後の対応としては、 質問につきましては十分理解 るところもあります。 片側に共架柱として建ってい もう片方にNTT柱と両側に って参りたいと考えています。 をするところでありますので、 建っているところもありまた、 状では道路の片方に北電柱が 三つ目の質問について、 申請さ 今回の 、共架 現

更別中央中学校と学校給食センターの改修事業に つい て

教育長 子どもたちにとって最も望ましい将来像を見据えて執り進める



の改修事業について質問しま 央中学校と学校給食センター 計画で計画されている更別中 第6期更別村総合

23億7千万円の巨費が予定 る計画で、事業費も二つの 和7年度から供用開始とな 事などを行い、給食センター 4年度から計画に着手という 施設を合わせると概算で約 は令和6年度、中学校は令 基本設計や実施設計、本体工 すべての結論を出す必要があ されていること。 ~令和6年度までの3年間に ことになれば、 総合計画では、 来年度中には、 令和 4 年度 また、令和

ご承知のように更別中央中

厚労省のマニュアル

と考えます。 題なし」との判定された中で、 学校は、それまでの4つの中 を最初に判断する必要がある このまま改築すべきかどうか いたところ、今年度実施した 翌年の昭和54年11月に中学校 学校を統合し、昭和53年4月 建物の耐力度調査では、「問 計画では全面改築を予定して 経過していることから、総合 いずれの建物も築40年以上を に隣接して改築されたもので、 に開校。学校給食センターは、

切った考え方を望んでいると ためにも、 内容や生徒数も大きく様変わ 約6割も減少するなど、教育 更に10年間延長されることが 策の特別措置法(過疎法)が 据えた小中一貫教育を進める りする中で、将来の教育を見 現在87名で開校時と比較して 決定されたこともあり、思い ことも一つの考え方であります。 幸いにも心配された過疎対 更別中央中学校の生徒数は、 小学校に併設する

問します。 考えているのか、教育長に質 など、様々な角度から検討す の意見も踏まえることだと思 整備については、関係機関等 中学校と学校給食センターの 会として、現時点でどの様に る必要がある中で、教育委員 などの財政面、跡地の再利用 いますが、改築場所や事業費 ころです。 今回の計画である更別中央

に耐震補強工事を行っており

非常に大きいと考えています。

調査を実施したところです。 る予測を公表しており、 内に7~40%の確率で発生す 級の超巨大地震が今後30年以 時点の安全性を確認していま 年に耐震診断を実施し、 築から20年を経過した平成11 ならないため、 にも倒壊の危険性があっては 千島海溝でマグニチュード9 に政府の地震調査委員会が、 建物であり、また、平成29年 教育長 校舎は旧耐震基準時 中央中学校は、 本年度耐力度 ・その 万 建

> で修繕を行うか、あるいは国 満たさないことから当面単費 象になる可能性が出て参ります。 改築」に該当し、国庫補助対 例に当てはめると「危険建物 ことになっています。この特 改築は判定点数が緩和される あり、別敷地移転による全面 険建物改築」の要件で特例が 択肢が考えられましたが、「危 従い今後30年使用するかの選 工事を実施して、補助要件に 庫補助を活用し長寿命化改良 かったため、 ―の「危険建物改築」の要件を 調査の結果危険判定ではな 国庫補助メニュ

で定める汚染・非汚染区域の の負担とならざるを得ません。 事業とはならず、全額単費で する場合は文科省所管の補助 経年とともに取り巻く環境も 生じる可能性があります。 わる国庫補助金の返還義務が た校内ネットワーク環境に関 改築した場合、今年度整備し を下回らないことから、移転 別敷地移転でも危険判定点数 また、近年中に校舎を移転 方、学校給食センターは

ただし、体育館は平成18年 場合、 村全体の事業に与える影響は となることが想定されます。 建物だけで十数億円の手出し 体 別敷地への改築が必然です。 は狭隘で改修が不可能のため、 摘を受けていますが、現施設 されておらず、保健所から指 障壁等による区切りなどが成 したが借入枠には限度があり、 後の地方負担が予想されます。 合でも、建物だけで6億円前 し給食センターを移転した場 :育館を含めて移転改築した 過疎は10年間継続となりま また、校舎を長寿命化改良 概算事業費は巨額であり、 国庫補助を考慮しても

えています。 そして村の子どもたちにとっ これからあるべき学びの場、 併設も一つの案として承り、 ながら、議員ご提案の小学校 は地域の皆様のご意見も何い め、移転の可能性がある場合 関係者、保護者の皆様をはじ り方を総合的に判断し、学校 や時代に即した学校運営のあ えて執り進めて参りたいと考 て最も望ましい将来像を見据 なりましたが、生徒数の推移 校舎は危険ではない判定と

基幹産業である「農業」に対する基本的施策の在り方について問う

村長 新規就農者の受入れなどにより農業の担い手育成・確保に努め



計画に示されています「少子 安村議員 第6期更別村総合

極めて難しいのではと感じて おいて将来構想を見通す事は 態にあります。対策の一環と 業戸数は年々減少している実 施策であります。 は欠かすことの出来ない重要 る農業の発展、 としては施策のこれら対策に じられている訳ですが、私見 マート農業」の導入施策が講 して「新規就農者」施策や「ス る現況に鑑み、 性化」対策が必要急務とされ 高齢化・人口減少・産業の活 維持継続対策 基幹産業であ しかし、

体験実習される方がいますが 新規就農対策では、 実習を希望され、 実際、 就農体

> たい。 ①基幹産業である「農業」の 像について見解を求めます。 見解を今一度確認させて頂き る歯止め関連施策についての 生産戸数・就農人口減少によ にあるのか。村長が描く農業 農業の将来像を見据えたなか 担など課題も多く残ります。 捉えられ、利活用での費用負 現実として新規就農できる環 大を想定した施策では、とも 技術事業では背景には規模拡 ーンによる作物管理など先端 トラクターの自動走行、 スマート農業の推進では 本当に必要な対策はどこ 実態にはないと思います ドロ

業が本当に必要ある事業なの 捉えているのか。見解を求め か見解を求めたい。 業者人口増加などの起爆剤と よる期待度は。 ト農業導入等農業関連施策に)新規参入就農対策やスマー 生産戸数・農

②新規就農体験・実習研修事

確保を強く要望したい。 効率性ある予算の措置拡大の 節雇用促進助成金の創設など ある配偶者・後継者対策、 ④農業対策での課題・ 論点で

が、 しています。 手育成・確保に努めることと 受入れなどにより農業の担い 戦略において、新規就農者の まち・ひと・しごと創生総合 現在進めている総合計画及び 問題であると認識しており、 集落のコミュニティ形成にも 支障を来たしかねない重要な 村 農家戸数の減少は、 長 質問の一点目です 農村

本村に移住しています。 での2年間で体験研修5件6 者研修事業を実施し、 特別措置条例の一部改正を行 年度に更別村新規就農者受入 1件2名が実践研修へ移行し 希望者2件2名、 名の受入れを行い、 い、令和元年度から新規就農 関連施策としては、 畜産希望者 、うち畑作 これま 平成 畑作

> ており、 向け支援を継続しています。 践研修修了者として位置付け 研修終了までに就農先が確保 続して実施しています。 業基盤整備などへの支援を継 営の持続化も重要であり、農 くためには、既存農業者の経 研修期間中の就農計画策定に は、現在実践研修3期目で、 います。畜産希望の1件2名 移行することが可能となって グが整った際は、就農研修へ 村に滞在していることから実 います。いずれも引き続き本 の農場でアルバイトを行って 修終了後1名は研修先の農場 定に至りませんでしたが、 できなかったため就農計画策 希望の実践研修者2名は実践 また、担い手を確保してい もう1名は、 就農先とのマッチン 研修先

考えています。 修は欠かせないものであると 業経営を行うためには農業研 就農を目指す方が自立した農 二点目の質問ですが、 新規

備期間が必要だと考えていま 時期を見据えた一定程度の準 に進めるためには、 参入者への第三者承継を円滑 三点目の質問ですが、 承継する 新規

> 収穫期など臨時的な労働力不 促進助成金につきましては、

足対策として関係機関とも協

研究してまいりたいと考

えております。

す。 えています。 成婚された実績もあることか 配置しており、これまでにご 成センターに担い手相談員を 者対策として、農業担い手育 業の導入もあわせて進めてい 用し効率を高めるスマート農 経営規模の拡大に伴う労働力 から、規模拡大を望まれる方 的な事情により離農される方 えています。また、一方で第 えることにつながるものと考 で、後継者不在で離農を考え 望者の育成と確保を行うこと 期間として位置づけ、 度を見込み、この期間を研修 営形態や新規就農希望者の技 く必要があると考えています。 ます。このため、 不足の解消も課題となってい 三者承継を望まない方や突発 ている農家の方の選択肢が増 量によって、 の農地の利用集積も行われ、 四点目の質問ですが、配偶 継続して配置したいと考 準備期間については、 1年から3年程 また、季節雇用 ICTを活 就農希

就学前教育·保育 **(**) 体制 整備 の必要性に 61 7

しい就学前教育・保育の実現

そのような状況の中、

村長 更別地区に認定こども園設立の実現に向け、 改めて前向きに検討する

保育は、 度導入に伴い、就学前教育・ 運営がなされ、 て来ています。 も・子育て支援制度」の新制 るのではないかと考えます。 再検討を要する時期が来てい り方や財政負担を考えますと、 今後の就学前教育・保育の在 生、幼児数も減少傾向にあり、 いますが、人口減少に伴い出 踏まえ、現在3タイプによる 多くの方々による検討結果を 保育の在り方は大きく変わっ に加え、2015年に「子ど 安村議員 従来型の幼稚園、保育園(所) 地域保護者をはじめ 本村就学前教育 現在に至って

の選択肢は何なのか。検討す えると、必然的にあるべき姿 更別村の子育ての現状を踏ま べき時期にあると考えます。 を図りつつ、行政として最良 のではないでしょうか。 としての方向性は導き出せる 保護者等の意向、 意見集約

備の再構築の必要性につき見 就学前教育・保育の体制整

> ①年々幼児数が減少傾向にあ 解を求めます。 を図る必要性があるのではな の在り方等についても効率化 を十分認識しつつ、財政負担 ②就学前教育・保育の重要性 討の必要性はないのか。 育の集約、再整備に向けた検 運営につき、 るなか、幼稚園・保育所・認 定こども園の3タイプによる 就学前教育・保

まして、更別地区には教育施 園があります。 えた認定こども園上更別幼稚 る幼稚園に保育所の機能を備 る就学前教育・保育施設とし 上更別地区には教育施設であ 設であるどんぐり保育園が、 設である更別幼稚園と保育施 村 長 現在、 本村におけ

も重要な役割を担っておりま 生きる力や生涯にわたる人格 設につきましては、子どもの 成の基礎を培う上でどちら 就学前の教育施設と保育施

> すが、 施設の在り方について検討を る望ましい就学前教育・保育 先に考えながら、本村におけ の心身の健やかな成長を最優 を踏まえつつも、子どもたち 所がそれぞれ担っている役割 とが困難な状況にありました。 とから、一体的に検討するこ 当する部署が異なっていたこ どにより、本村においても担 所の在り方等について、 行ってきたところです。 育・保育の担当課を一本化し て応援課を設置し、就学前教 や所管する国の省庁の違いな たことにより、幼稚園と保育 しかし、平成28年度に子育 過去には幼稚園と保

います。 求められるようになってきて が求められるようになり、 いる内容も変化し続けていま 学前教育・保育に求められて 状況の移り変わりにより、 育所にも教育としての保育を 近年は少子化の進行や社会 幼稚園にも長時間の保育 就

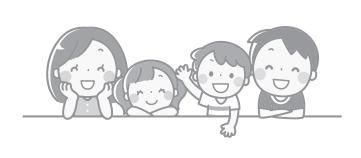
制度 の支援拠点として運営してま 引き続き地域における子育て どとの関係性を密にしながら、 も地域住民や上更別小学校な 幼稚園につきましては、 まいりたいと考えています。 認定こども園設立の実現に向 幼稚園とどんぐり保育園を統 なお、認定こども園上更別 改めて前向きに検討して 双方の機能を併せ持つ 更別地区にある更別

今後

あり、 みられるところです。 推移しているところですが、 効果として表れていることも 比較しますと、やはり減少が しかしながら10年前20年前と 施策に力を入れてきたことが につきましては、子育て支援 村におけるここ数年の出生数 いりたいと考えています。 二つ目の質問について、本 大きな落ち込みはなく

431人と比較しますと、 よそ16%の減少です。 27年に実施した国勢調 ておりますが、これは平成 下の目標人口は364人とし である令和9年度の、 第6期総合計画の最終年度 14歳以 査

> れる中、 検討していくこととしており ましても更別地区における認 認識しており、こちらにつき 運営については必要であると 慮しつつも、 重要性は当然のことながら考 定こども園の設立とあわせて 今後も人口の減少が見込ま 就学前教育・保育の 効率的な行財政



障更 別版 い者施策の現状と今後 「生涯活躍のまち」基本計 の 展望につ 画 についてに

村長 仕組みづくりについて検討したい一定の支援を受け、地域の中で暮らしてい け



遠藤議員

画を作成した。 に向け次に掲げる施策整備計 タウン構想を策定。その実現 り」を基本理念としたリラク づけることができるむらづく 民のだれもが安心して住みつ 遠藤議員 15年前、 村は 村

- 地域密着型介護老人福祉
- 2 小規模多機能型居宅介護
- 1と2との関連で農園

障がい者向けグループホ

- 栽培農園 障がい者通所授産施設と
- 宅地・賃貸住宅用分譲地
- 8 7 地域ふれあい広場 公共駐車場と緑の広場

実現できたのは1と2のみで しかし、現在に至るまでに 植樹

げている。 を図るということを明確に掲 育や相談サポート体制の構築 活躍の場、住まいの確保、療 った障がい者支援施策として、 ン構想でこれまで未着手であ 涯活躍のまち」構想を策定。 平成31年9月にさらべつ版「牛 が「生涯活躍のまち」構想を この構想の中で、リラクタウ 定めたのを契機に、本村では こうした中、平成27年に国

長に質問します。 こうしたことを踏まえ、 村

状況(現状)と展望について。 農園は、さらべつ版「生涯 い者通所授産施設及び栽培 計画に掲げ、 ービスの開設に向けた進捗 発達支援と放課後等デイサ リラクタウン構想で基本 村の新規事業となる児童 未着手の障が

> 画に入れるべきではないか。 活躍のまち構想」の基本計 験住宅」の整備といった老 暮らしを支援する為の「体 Hだけでなく、将来の一人 親なきあとの住まいはG

算性等の問題から事業実施に

ていない状況であります。 どから、具体的な建設に至っ る人材の確保が難しいことな 害の多様化への対応、運営す う方」が多くないことや、障 すぐに施設を利用したいとい 整備としておりますが、「今 プホームを中心とした検討・

業を地域交流拠点内で展開し する」としています。 なものとなるよう事業を実施 利用する児童の発達に有意義 組みの充実」として「療育事 ており、実施計画においては は「児童発達支援機能付きの のまち」(CCRC) 構想で いて、さらべつ版「生涯活躍 放課後等デイサービス」とし 「療育事業等発達支援の取り 長 質問の1点目につ

います。今後は、地域交流拠 実施主体がない状況となって により、現在は、 担う予定であった一般社団法 (が本構想から脱退したこと しかし、事業の運営主体を 療育事業の

していませんが、

備を掲げていたものの、担い むらづくり」を基本理念に、 更となっていることを踏まえ、 手となる団体が、ニーズや採 がい者通所授産施設などの整 の交流を促す施設としての障 障がい者の自立支援や地域と もが安心して住み続けられる クタウン構想においては、「誰 療育事業の変更や方向転換も 点の整備が計画より大きく変 質問の2点目ですが、リラ 検討していきます。

エリアや老人保健福祉センタ

ー周辺に障がい者向けグルー

RC構想では障害をお持ちの

最後に3点目ですが、CC

方の住まいの場を、福祉の里

よう取り組んでいます。

様な方々のごちゃまぜ交流の を設置するなど、多世代、多

新たな雇用の場となる

年に実施計画を策定しました。 係る検討や、誰もが住みよい クタウン構想の「再構築」に のまち」構想を契機に、 に描いた障がい者通所授産施 年にCCRC基本構想、 団体等と検討を重ね、 流等を促す手法について関係 きの中で浮上した「生涯活躍 至らなかった経過があります。 その後、国の地方創生の動 多世代、多様な人々の交 リラクタウン構想時

設及び栽培農園の整備は予定 ンターにコミュニティカフェ 点施設となる老人保健福祉セ に基づき、CCRC構想の拠 実施計画等 平 成 30 リラ て検討したいと考えています。 るような仕組みづくりについ 並行して、既存の資源を活用 するため、「支援付き一人暮 障害のある方の暮らしを支援 政的にも厳しい状況ですが、 整備について、グループホー グループホーム整備の検討と 安定した生活が継続できるよう、 など、個々のニーズに応じて らし」「親亡き後の実家暮らし. ムなど、複数の施設整備は財 ご質問の、「体験住宅」の 地域の中で暮らしていけ 定の支援を受けなが

村 政 執行方針につい 7

村長 希望する方が速やかにワクチン接種できるよう、 体制整備に取り組む



り、村長より令和3年度村政 今議会開会にあた

執行方針を拝聴し、多くの目 はならないと再確認した次第 共に歩みを進めて行かなくて と行政とが信頼関係の中で、 な更別村である様、私達住民 20年30年後も豊かで持続可能 くおっしゃいました。そして を抱かせてはならないとも強 ひとりの将来に、決して不安 寄りまで、住民の皆さん一人 直ちに行動し、コロナ禍であ はや検討を重ねる時ではなく 標と様々な課題解決には、も っても行政は子どもからお年

いで約1年。コロナ禍での「新 ウイルスの猛威や困難との闘 さて、世界中が新型コロナ

市等各地域に配分。国によれ

下旬にかけて保健所設置

900回分) 8日には、基幹 接種開始となりました。 種開始でした。待ちに待った ます。一筋の光が差したとす ウイルスワクチン接種があり の中、今住民が心配されてい たな日常・新たな生活様式」 病院に配分され医療従事者の 十勝管内到着が、3月5日 (3) イルスワクチンの国内先行接 る事の一つには、新型コロナ 2月17日新型コロナウ

医療機関、 663人・十勝管内感染者が ば、 者向けワクチンが、帯広市1 延べ829人と報道されました。 道内感染者は、延べ19, 現在、新型コロナウイルスの 回 クチン接種実績は全国445 厚生労働省のまとめによれ 次に道は、 また、道内では3月10日 3月9日現在での国内ワ 計107, 558 65歳以上の高齢

> は、 配布の計画との事。 種開始予定で同月26日の週に ば4月12日に、一部地域で接 全ての市町村にワクチン

問致します。 そこで次の3点について質

させて頂きます。 クチン配布の状況は見えて来 計画段階と承知した上で、ワ ているのでしょうか。 お伺い

> いて報告させていただきます。 検討しています接種体制につ

質問の2点目ですが、現在

をお伺いさせて頂きます。 じますので、本村の取り組み ション等も行われていると存 連携で接種体制のシミュレー 自治体では医療・保健機関等 滑で確実な実施に向けて、 2点目、ワクチン接種の円

聞かせ願いたいと存じます。 惧される所であり、見解をお ける際同意の下で接種が行わ 開始予定とし、全て接種を受 無き様にとの事。この点は危 ていない方に差別的な扱いが 接種の強制や接種を受け

箱(1,000回分)等22自

治体に新年度4月5日の週か

ワクチンが到着次第、 そのため、 体向け説明会で、

1点目、あくまでも予定

16歳以上の一般の方への接種 3点目、国では夏以降に、

開始する予定となります。 券を発送、予約受付を開始し が、3月12日に行われた自治 村 長 質問の1点目です 者を対象に接種券・クーポン されるとの説明がありました。 ザー社のワクチンが1箱配布 週に全ての市区町村にファイ 4月中旬には高齢 4 月 26 日の 接種を

療所、 すが、 帯は通常診療は休診とします ています。ワクチン接種時間 4時30分、医師2名体制で、 曜日の午後1時30分から午後 察を行う予定です。 が、定期受診者・急患等は診 1日140名の接種を計画し まず、接種場所についてで 接種日時は水曜日・金 更別村国民健康保険診

で行います。 チン接種・予約は国保診療所 相談対応は保健福祉課、 なお、ワクチン接種全般の ワク

制の動作確認等、 祉課合同で2月25日に接種体 国保診療所と保健福 シミュレー

> 制整備等を行っております。 師配置を再確認するなど、体 率よく行うため、 れた時間でワクチン接種を効 ションを実施し、 また、 受付に保健 限ら

を行うことになります。 の同意がある場合に限り接種 解した上で、接種を受ける方 応のリスクの双方について理 です。しっかり情報提供を行 基づいて受けていただくもの く、あくまでも本人の意思に れています。強制接種ではな チン接種は、コロナウイルス い、感染症予防の効果と副反 症化を予防する効果が期待さ に感染した場合に、発症や重 質問の3点目ですが、ワク

り組んでまいります。 業等は全く考えておりません。 種済証の提示を条件とする事 ありませんので、村として接 で差別をすることは適切では たり受けなかったりすること 然であり、また、 することができないことは当 まない人に対し、接種を強要 希望する方が速やかにワクチ ン接種を受けることができる なお、接種を行うと接種済 が発行されます。 引き続き体制整備に取 接種を受け 接種を望

(表

(本

更別村議会議長

要

要望事項

6月定例会(予定)

議会は公開しています。

いつでも傍聴できます。

◆議会を傍聴しませんか◆

ているか、議員の活動を通じて知っ

ただくために、ぜひ一度、傍聴においでく

ていただければ、自由に傍聴できます。

くは議会事務局までお問い合わせくだ

会議の日程は変更する場合がありますので、

受付票に住所、氏名、年齢を記載

議会の会議は、本会議、各常任委員会と も公開しています。今、何が行政課題とな

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 関する請願(陳情)書

紙)

紹介議員(陳情は必要なし) 〇〇〇〇 @ 請願(陳情)者(代表) 住所 〇〇〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇 @

00000 様

文)

平成〇年〇月〇日

発行 更別村議会

編編集 更別村議会運営委員

(安村委員

記

議会に請 憩・ 陳情される方

審査し、定例議会で採択・不 出されると、議会ではこれを ることです。 市町村に対し希望や要望をす 請願 願・陳情とは、 (陳情) 書が議会に提 国や道

見書等で送付し、村民の声を 採択を決定します。 行政機関(国・道など)に意 反映させることになります。 採択したものは、関係する

> 図や略図等を添付して下さ するものについては、案内

5

※請願・陳情の仕方 て下さい。 要旨及び要望事項を記載し 提出年月日・請願(陳情) 請願(陳情)書には件名・

6

3 せ て下さい。ただし、 に署名または記名・押印し の紹介議員が必要で、 には紹介議員は必要ありま 陳情書 表紙

例議会開会月の前月20日 付けていますが、事務処理 でに提出して下さい。 の都合がありますので、 請願・陳情はいつでも受 定 ま

わせ下さい。 その他不明な点について 議会事務局にお問い合 TEL 52 $\begin{array}{c} | \\ 2 \\ 1 \\ 1 \\ 7 \end{array}$

3 日

1日

全員協議会 議会運営委員会

3月

押印して下さい。

者の住所・氏名を記載し、

請願書には必ず1名以上

2 日 22 19 16 日 日 日 に全議員出席 定例会に議長出席 十勝町村議会議長会 議会報告会 全員協議会

道路・河川など場所に関

議 会

28 28 日 日 成会・農林水産経済委 員会に議長出席 十勝圏活性化推進期

議会日誌

10 \$ 18 日

第1回議会定例会

日

議会運営委員会

2 月

2日 2村議会議員交流会

とかち広域消防事務 域水道企業団 合議会、十勝中部広 組合議会に議長出席 十勝圏複合事務組

23 日

議会運営委員会(広

23 日

定例会に議長出席 十勝町村議会議長会

ク開催に向けて、対応が懸念 ない現状にある中、オリンピッ 新型コロナのまん延が収まら の聖火リレーが始まりました。 ンピック・パラリンピック」

20 17 日 日 学校第七期修了式及び 第二期生卒業式に議長 十勝さらべつ熱中小

4 月 日 新たな指定管理に伴う レセプションに議長出 地域創造複合施設の

全員協議会

1年繰延となった「東京オリ

議会事務局

問合せ先 **☎**52-2117

> ・地方創生は喫緊の課題であり、 販売しています。地方創生 今般、定住促進対策事業とし 域の維持向上に努めます。 の執行をしっかり検証し、 算が成立。厳しい事業予算 求められる中、令和3年度予 も加わり、 助として期待するところで 宅地分譲24区画を造成、 一層の対策強化 で



▼2月16日、議会報告会を開 新型コロナ禍により、 されるところです。 指導の程、 動が制約される中、創意工夫 がとうございました。 かして参ります。ご参加あ け止め、今後の議会活動に活 た。頂いたご意見を真摯に受 くの貴重なご意見を頂きまし し活動して参りますので、ご 出席者の皆さんから多 よろしくお願い 議員

〒089-1595 北海道河西郡更別村字更別南 1線93番地 TEL 0155-52-2117 FAX 0155-52-2812

№.176号